

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 2015年11月30日

**【会社名】** 株式会社ツバキ・ナカシマ

**【英訳名】** TSUBAKI NAKASHIMA CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 取締役兼代表執行役CEO 高宮 勉

**【本店の所在の場所】** 奈良県葛城市尺土19番地

**【電話番号】** 0745-48-2891

**【事務連絡者氏名】** 常務執行役CSO 榎葉 徹雄

**【最寄りの連絡場所】** 大阪市中央区本町四丁目 2 番12号

**【電話番号】** 06-6224-0193

**【事務連絡者氏名】** 常務執行役CSO 榎葉 徹雄

**【届出の対象とした売出有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした売出金額】** 売出金額  
(引受人の買取引受による国内売出し)  
ブックビルディング方式による売出し 15,171,030,000円  
(オーバーアロットメントによる売出し)  
ブックビルディング方式による売出し 1,517,197,500円  
(注) 売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込  
額であります。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2015年11月12日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による売出し10,595,700株（引受人の買取引受による国内売出し9,632,400株・オーバーアロットメントによる売出し963,300株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項を2015年11月30日開催の取締役会において承認いたしましたので、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「6 親引け先への販売について」を追加記載し、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」及び「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容を一部訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第2 売出要項

- 1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)
- 2 売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）
  - (2) ブックビルディング方式
- 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

#### 募集又は売出しに関する特別記載事項

- 4 ロックアップについて
- 6 親引け先への販売について

### 第四部 株式公開情報

#### 第3 株主の状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第2 【売出要項】

#### 1 【売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)】

(訂正前)

当社と元引受契約を締結する予定の後記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、2015年12月7日(月)に決定される予定の引受価額にて下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日(2015年12月16日(水)の予定。)に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受による国内売出しは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で売出価格を決定する方法をいう。)により決定される価格で行います。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	9,632,400	14,448,600,000	Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands CJP TN Holdings, L.P. 8,507,600株  Telok Blangah Road, Singapore 近藤高規 1,124,800株
計(総売出株式)		9,632,400	14,448,600,000	

(注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,500円)で算出した見込額であります。

3 引受人の買取引受による国内売出しと同時に、当社普通株式の海外市場における売出し(以下「海外売出し」という。)が行われる予定です。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は19,264,700株であり、その内訳は引受人の買取引受による国内売出し9,632,400株、海外売出し9,632,300株の予定であります。最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日(2015年12月7日(月))に決定される予定であります。そのため、売出数等は変更となる可能性があります。また、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が、海外の引受団に売却されることがあります。

4 海外売出しは、海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)で行うことを予定しております。海外売出しの詳細は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 海外売出しについて」をご参照下さい。

5 引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社がCJP TN Holdings, L.P. から963,300株を上限として借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6 引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出し(以下「グローバル・オフアリング」と総称する。)に関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であります。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

- 7 グローバル・オフリングのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びUBS証券株式会社(以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」と総称する。)であります。引受人の買取引受による国内売出しの共同主幹事会社は、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、UBS証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社及び大和証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等及び機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、UBS証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行います。
- 8 当社は、野村證券株式会社に対し、上記売出数のうち、96,300株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。  
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
- 9 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

当社と元引受契約を締結する予定の後記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、2015年12月7日(月)に決定される予定の引受価額にて下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日(2015年12月16日(水)の予定。)に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受による国内売出しは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で売出価格を決定する方法をいう。)により決定される価格で行います。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	9,632,400	15,171,030,000	Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands CJP TN Holdings, L.P. 8,507,600株  Telok Blangah Road, Singapore 近藤高規 1,124,800株
計(総売出株式)		9,632,400	15,171,030,000	

(注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2 売出価額の総額は、仮条件(1,500円～1,650円)の平均価格(1,575円)で算出した見込額であります。

3 引受人の買取引受による国内売出しと同時に、当社普通株式の海外市場における売出し(以下「海外売出し」という。)が行われる予定です。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は19,264,700株であり、その内訳は引受人の買取引受による国内売出し9,632,400株、海外売出し9,632,300株の予定であります。最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日(2015年12月7日(月))に決定される予定であります。そのため、売出数等は変更となる可能性があります。また、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が、海外の引受団に売却されることがあります。

4 海外売出しは、海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)で行うことを予定しております。海外売出しの詳細は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 海外売出しについて」をご参照下さい。

5 引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社がCJP TN Holdings, L.P. から963,300株を上限として借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6 引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出し(以下「グローバル・オファリング」と総称する。)に関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であります。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

- 7 グローバル・オフリングのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びUBS証券株式会社(以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」と総称する。)であります。引受人の買取引受による国内売出しの共同主幹事会社は、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、UBS証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社及び大和証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等及び機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、UBS証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行います。
- 8 当社は、野村證券株式会社に対し、上記売出数のうち、96,300株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 6 親引け先への販売について」をご参照下さい。
- なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
- 9 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し)】

## (2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	未定 (注) 1	自 2015年 12月 8日(火) 至 2015年 12月11日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本支店 及び営業所	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号 野村證券株式会社  東京都港区六本木六丁目10番 1 号 ゴールドマン・サックス証券株式会社  東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 U B S 証券株式会社  東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号 三菱 U F J モルガン・スタンレー証券 株式会社  東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 みずほ証券株式会社  東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 大和証券株式会社  東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 株式会社 S B I 証券  東京都千代田区麹町二丁目 4 番地 1 マネックス証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定されます。

売出価格は、2015年11月30日(月)に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日(2015年12月7日(月))に引受価額と同時に決定される予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性の高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定される予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 申込証拠金は、売出価格と同一の金額とし、申込証拠金には利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2015年12月7日(月))に決定される予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 当社は、上記引受人及び売出人と売出価格決定日(2015年12月7日(月))に元引受契約を締結する予定であります。

5 引受人は、引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

6 株式受渡期日は、2015年12月16日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。引受人の買取引受による国内売出しに係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

7 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

- 8 申込みに先立ち、2015年12月1日(火)から2015年12月4日(金)までの期間、引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に対しても販売が行われることがあります。引受人は、公平且つ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 9 CJP TN Holdings,L.P.が所有する株式について、引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合は、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。また、海外売出しが中止された場合にも、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しが中止されます。



(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	未定 (注) 1	自 2015年 12月 8 日(火) 至 2015年 12月11日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号 野村證券株式会社  東京都港区六本木六丁目10番 1 号 ゴールドマン・サックス証券株式会社  東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 U B S 証券株式会社  東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号 三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社  東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 みずほ証券株式会社  東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 大和証券株式会社  東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 株式会社 S B I 証券  東京都千代田区麹町二丁目 4 番地 1 マネックス証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定されます。

仮条件は、1,500円以上1,650円以下の範囲とし、売出価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日(2015年12月7日(月))に引受価額と同時に決定される予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

精密ボール業界内におけるリーディングメーカーとしての優位性と安定的な高い収益性が評価されたこと。

欧州を中心とする海外大手顧客への拡販、及び高付加価値のセラミックボールやガラスボールの販売によりさらなる成長が期待できること。

自動車及び工作機械を中心としたエンドマーケットの景気動向が不透明であること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,500円から1,650円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2 申込証拠金は、売出価格と同一の金額とし、申込証拠金には利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2015年12月7日(月))に決定される予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 当社は、上記引受人及び売出人と売出価格決定日(2015年12月7日(月))に元引受契約を締結する予定であります。

5 引受人は、引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

6 株式受渡期日は、2015年12月16日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。引受人の買取引受による国内売出しに係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

7 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

- 8 申込みに先立ち、2015年12月1日(火)から2015年12月4日(金)までの期間、引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に対しても販売が行われることがあります。引受人は、公平且つ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 9 CJP TN Holdings,L.P.が所有する株式について、引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合は、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。また、海外売出しが中止された場合にも、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しが中止されます。

## 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	963,300	1,444,950,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 963,300株
計(総売出株式)		963,300	1,444,950,000	

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う日本国内における売出しであります。従ってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少、又は中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、ゴールドマン・サックス証券株式会社、UBS証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上で、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。  
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
- 4 CJP TN Holdings, L.P. が所有する株式について、引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,500円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、前記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)」の(注)9に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	963,300	1,517,197,500	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 963,300株
計(総売出株式)		963,300	1,517,197,500	

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う日本国内における売出しであります。従ってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少、又は中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、ゴールドマン・サックス証券株式会社、UBS証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上で、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。  
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
- 4 CJP TN Holdings, L.P. が所有する株式について、引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。
- 5 売出価額の総額は、仮条件(1,500円～1,650円)の平均価格(1,575円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、前記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)」の(注)9に記載した振替機関と同一であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 4 ロックアップについて

(訂正前)

グローバル・オファリングに関連して、売出人及び貸株人であるCJP TN Holdings,L.P.、当社株主である山田賢司、酒井秀行、高宮勉、小原シェキール、津田雅司、島田一也、茅原和朗、榎葉徹雄、廣田浩治及び張立並びに新株予約権者である天池哲忠、辻倉良彦、川崎悦史、吉田和弘、田中成幸及び富士川徹は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日から起算して180日目の日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式(潜在株式を含む。)の売却等(ただし、売出人によるグローバル・オファリングにおける当社普通株式の売出し及び売却、オーバーアロットメントによる売出しのための当社普通株式の貸し渡し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、グローバル・オファリングに関連して、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中は、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社株式を受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、株式分割による新株発行等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

(訂正後)

グローバル・オファリングに関連して、売出人及び貸株人であるCJP TN Holdings,L.P.、当社株主である山田賢司、酒井秀行、高宮勉、小原シェキール、津田雅司、島田一也、茅原和朗、榎葉徹雄、廣田浩治及び張立並びに新株予約権者である天池哲忠、辻倉良彦、川崎悦史、吉田和弘、田中成幸及び富士川徹は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日から起算して180日目の日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式(潜在株式を含む。)の売却等(ただし、売出人によるグローバル・オファリングにおける当社普通株式の売出し及び売却、オーバーアロットメントによる売出しのための当社普通株式の貸し渡し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、グローバル・オファリングに関連して、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中は、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社株式を受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、株式分割による新株発行等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

さらに、グローバル・オファリングに関連して、親引け先である当社従業員持株会は、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び引受人の買取引受による国内売出しの共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び引受人の買取引受による国内売出しの共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の譲渡、移転又は処分等を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

なお、上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び引受人の買取引受による国内売出しの共同主幹事会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

## 6 親引け先への販売について

## (1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	ツバキ・ナカシマ従業員持株会 (理事長 植村 洋) 奈良県葛城市尺土19番地
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定(引受人の買取引受による国内売出しの売出株式のうち、96,300株を上限として、2015年12月7日(月)(売出価格決定日)に決定される予定。)
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。

## (2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「4 ロックアップについて」をご参照下さい。

## (3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格決定日(2015年12月7日(月))に決定される予定の「第2 売出要項」における売出株式の売出価格と同一となります。

## (4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合 (%)	引受人の買取 引受による国 内売出し及び 海外売出し後 の所有株式数 (株)	引受人の買取 引受による国内 売出し及び海外 売出し後の株式 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
CJP TN Holdings,L.P.	Intertrust Corporate Services(Cayman) Limited,190 Elgin Avenue,George Town,Grand Cayman KY1-9005,Cayman Islands	37,750,500	89.41	19,610,600	46.44
近藤 高規	Telok Blangah Road, Singapore	1,664,800 (540,000)	3.94 (1.28)	540,000 (540,000)	1.28 (1.28)
山田 賢司	大阪市住之江区	430,000 (400,000)	1.02 (0.95)	430,000 (400,000)	1.02 (0.95)
ツバキ・ナカシマ 従業員持株会 理事長 植村 洋	奈良県葛城市 尺土19番地	189,300	0.45	285,600	0.68
酒井 秀行	奈良県香芝市	264,900 (250,000)	0.63 (0.59)	264,900 (250,000)	0.63 (0.59)
高宮 勉	東京都府中市	261,500 (236,500)	0.62 (0.56)	261,500 (236,500)	0.62 (0.56)
小原 シェキール	兵庫県芦屋市	117,000 (100,000)	0.28 (0.24)	117,000 (100,000)	0.28 (0.24)
津田 雅司	Thomson Road, Singapore	107,200 (100,000)	0.25 (0.24)	107,200 (100,000)	0.25 (0.24)
島田 一也	大阪府南河内郡太子町	105,900 (100,000)	0.25 (0.24)	105,900 (100,000)	0.25 (0.24)
茅原 和朗	奈良県大和高田市	102,500 (100,000)	0.24 (0.24)	102,500 (100,000)	0.24 (0.24)
計	—	40,993,600 (1,826,500)	97.09 (4.33)	21,825,200 (1,826,500)	51.69 (4.33)

- (注) 1 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、2015年11月12日現在のものであります。
- 2 引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し後の所有株式数並びに引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、2015年11月12日現在の所有株式数及び株式総数に、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し及び親引け(96,300株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
- 3 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 4 ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

## (5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

## (6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

## 第3 【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
	(省略)		
津田 雅司 4, 5	Jalan Ulu Sembawang, Singapore	107,200 (100,000)	0.25 (0.24)
	(省略)		
計		42,223,800 (3,002,500)	100.00 (7.11)

(注記省略)

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
	(省略)		
津田 雅司 4, 5	Thomson Road, Singapore	107,200 (100,000)	0.25 (0.24)
	(省略)		
計		42,223,800 (3,002,500)	100.00 (7.11)

(注記省略)